

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画都市再開発の方針

2 理由

都市再開発の方針は、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 3 に基づき市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランとなるものであり、昭和 55 年の都市再開発法の改正により創設された制度である。

都においては、これまでに、東京都市計画区域及び多摩部の 14 都市計画区域について都市計画に本方針を定めている。

今回、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「都市計画区域マスタープラン」）を実効性のあるものとし、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図るため、都市計画変更するものである。